

第1章 ユニバーサルデザインまちづくりを 取巻く現状と課題

1-1 日野市の概況

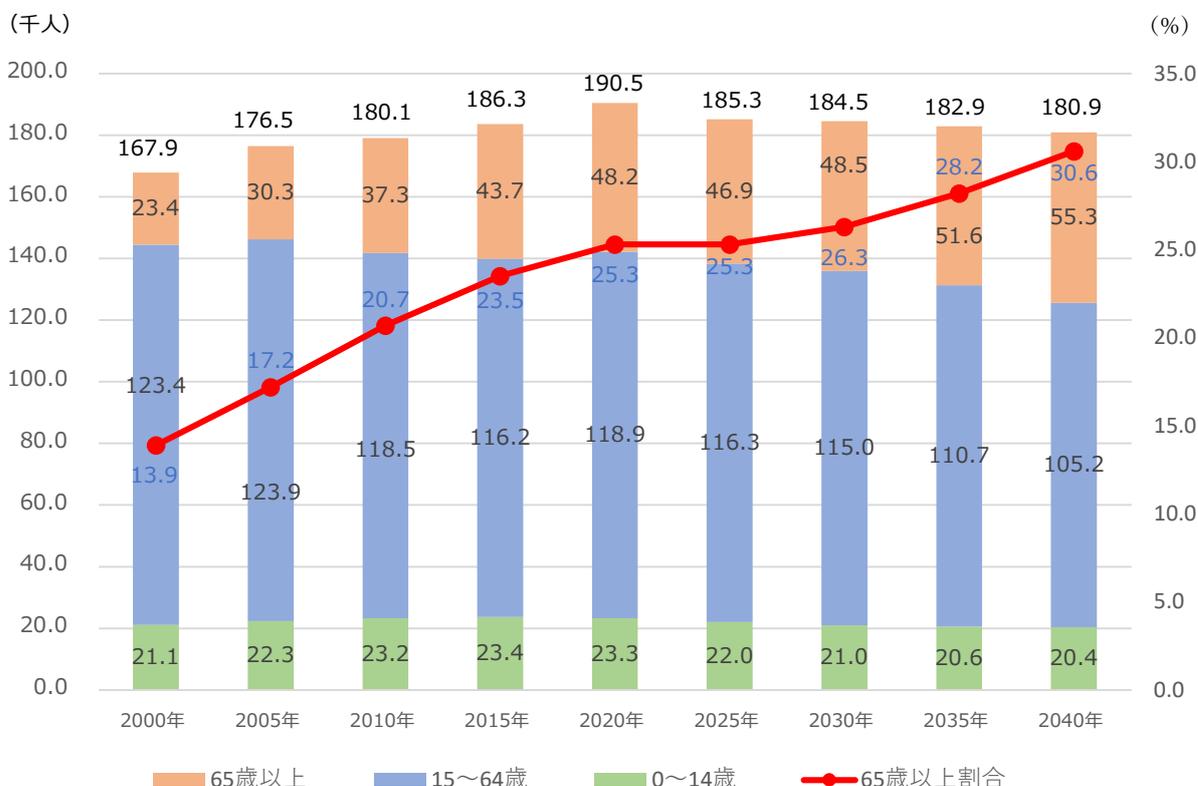
(1) 人口、高齢者人口の推移

我が国では今、他の先進諸国にも例を見ない急速な高齢化が進んでいますが、日野市においても例外ではありません。日野市の65歳以上の高齢者の割合は年々上昇を続けており、今から約20年前の2000年は13.9%と、市民のおよそ7人に1人だった高齢者の割合が、2020年には25.3%と急上昇、市民のおよそ4人に1人が高齢者という統計データが示されています。「日野市まちづくりマスタープラン」における将来人口推計によると、今後もこの傾向は続くとされ、2040年には30.6%、およそ3人に1人が高齢者になると推計されています。

また、障害者が障害を持たない人と同じように自分の意思で考え、決定し、社会のあらゆる活動に参加できる共生社会の実現（ノーマライゼーション）も求められており、障害者等が、自らの能力を發揮し、自己実現できるように支援するための施策などを進める必要性が高まっています。

こうした状況を踏まえ、今後は、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、身体的状況、年齢、国籍などを問わず、可能な限り全ての人々が、自由に行動し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境の整備・改善におけるハード・ソフト・ハートによる取り組みを、より一層推進していくことが求められています。

◇日野市の人口・高齢者の推移と将来人口推計



出典：日野市まちづくりマスタープラン(一部改変)

(2) 障害者数の推移

とうけい日野による 2015 年から 2019 年までの障害者数の推移を示したものが以下の表です。身体障害者手帳の交付者数は 4,900 人前後で推移し、「愛の手帳」所持者及び「精神保健福祉手帳」交付者数は、わずかですが年々増えていることがうかがえます。

① 身体障害者手帳の交付者数の推移

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	
総数	4,925	4,941	4,950	4,877	4,897	
障害種別	肢体不自由	2,305	2,299	2,282	2,228	2,196
	音声言語機能障害	96	101	107	97	104
	視覚障害	412	409	406	343	344
	聴覚平衡機能障害	465	466	453	467	485
	内部障害	1,647	1,666	1,702	1,742	1,768

② 知的障害者の「愛の手帳」所持者の推移

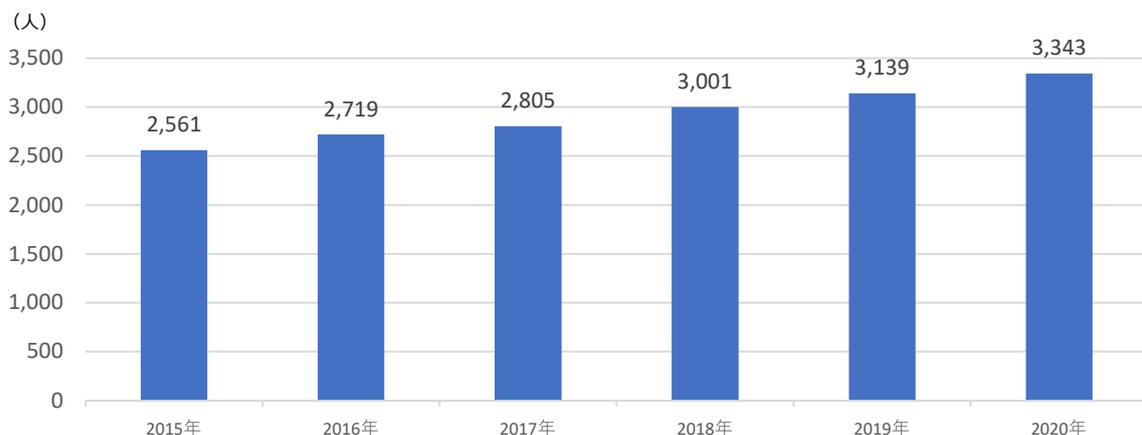
	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
総数	1,162	1,205	1,253	1,295	1,333

③ 精神保健福祉手帳・自立支援医療費(精神通院)受給者交付数の推移

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
公布手帳総数	579	705	770	824	946
自立支援医療費 精神通院受給者証交付数	3,037	3,177	3,517	3,931	4,156

(3) 外国人住民数の推移

とうけい日野によると、外国人住民数は年々増加しており、2015 年に 2,561 人だったものが 2020 年には約 1.3 倍の 3,343 人、782 人の増となっています。



資料：とうけい日野、各年1月1日

1-2 国、東京都、本市における取組

1-2-1 国における取組

(1) バリアフリー法 (2006年施行、2018年、2020年一部改正)

ハード、ソフト両面の施策を充実させ、高齢者や障害者等も含めたすべての人が暮らしやすいユニバーサルデザインのまちの実現を目指したもので、この法律に盛り込まれた内容は以下のとおりです。

① 対象者の拡充

身体障害者のみならず、知的、精神、発達障害者など、すべての障害者を対象。

② 対象施設の拡充

従来の建築物、公共交通機関及び道路に、路外駐車場、都市公園、タクシーを追加。

③ 基本構想制度の拡充

バリアフリー化を重点的に進める地区(重点整備地区)は、駅を含まなくても設定可能に拡充。

④ 基本構想策定の際の当事者参加

基本構想策定時の協議会制度を法制化。また、住民などからの基本構想作成提案制度を創設。

⑤ ソフト施策の充実

関係者と協力してバリアフリー施策の持続的・段階的な発展を目指す「スパイラルアップ」を導入。また、国民一人ひとりが高齢者や障害者などが感じている困難を自らの問題として認識する「心のバリアフリー」の推進を追加。

2018年には、当該法の一部が改正され、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」が基本理念として明記されるとともに、市区町村がバリアフリーの方針として「移動等円滑化促進方針」を定める制度が創設されました。また、国民の責務に、「心のバリアフリー」のさらなる推進に向けて、高齢者、障害者などに対して、公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援(鉄道駅利用者による声かけ等)に努めることが明記されました。

(2) 障害者差別解消法 (2013年施行)

当法は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする法律で、2013年6月に制定されました。「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮をしないこと」が差別になるとしています。

不当な差別的取り扱い	例えば、「障害がある」という理由だけでスポーツクラブに入れないこと、アパートを貸してもらえないこと、車いすだからといってお店に入れないことなど
合理的配慮をしないこと	聴覚障害のある人に声だけで話す、視覚障害のある人に書類を渡すだけで読みあげない、知的障害のある人にわかりやすく説明しないこと等。障害のない人にはきちんと情報を伝えているのに、障害のある人には情報を伝えないこととなります。障害のある人が困っている時に、その人の障害に応じた必要な工夫ややり方を相手に伝えて、それを相手にしてもらうことを合理的配慮といいます。障害者差別解消法では、役所や会社・お店などが、障害のある人に「合理的配慮をしないこと」も差別となります。

1-2-2 東京都における取組

(1) 東京都福祉のまちづくり推進計画（2019年度～2023年度）

【位置づけ】東京都の福祉のまちづくり条例に基づき、福祉のまちづくりを推進するための総合的な基本計画

バリアフリーをめぐる現状

<国の動向等>

- ▶ 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」の策定等
- ▶ 「障害者差別解消法」の施行、「バリアフリー法」の改正等
 - ➔ 「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」

<都民の意識調査>

- ▶ 「ユニバーサルデザイン」という言葉や意味を知っている人は約3割

計画の目標

- ▶ 誰もが自分の意思で円滑に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、ともに楽しむことができる社会

《推進にあたってのポイント》

- 福祉のまちづくりで目指す社会像の共有
- 高齢者や障害者等の当事者参加と意見の反映
- 都民、事業者、行政等の一体的推進

「福祉のまちづくり推進計画」の5つの視点と主な施策

I 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーのさらなる推進

- 交通機関、道路等のバリアフリー化の推進
- 面的なバリアフリー整備
(都市整備局、建設局、交通局等)

III 災害時、緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進

- 交通機関、道路等のバリアフリー化の推進
- 面的なバリアフリー整備
(都市整備局、建設局、交通局等)

V 都民等の理解促進と実践に向けた心のバリアフリーの推進

- 普及啓発の充実、社会参画支援
- ユニバーサルデザイン教育の推進
(福祉保健局、交通局、教育庁、オリパラ局等)

II 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備

- 建築物、公園等のバリアフリー化の推進
- 公共住宅の整備、民間住宅の整備促進
(財務局、オリパラ局、都市整備局、福祉保健局等)

IV 様々な障害特性や外国人等に配慮した情報バリアフリーの推進

- 情報提供体制の整備
- 情報提供の内容充実
(生活文化局、福祉保健局、産業労働局、警視庁等)

1-2-3 本市における取組

(1) UD推進条例(2009年4月)

本条例は、『東京都福祉のまちづくり条例』に準拠し、本市におけるユニバーサルデザインのまちづくりを推進していくために定められた条例で、目標像として「市民誰もが、自らの意思で自由に行動し、余暇文化活動を含めたあらゆる活動に参加し、充実した生活を送ることができる生活環境を実現したまち」と、上記の生活環境の実現によって「市民誰もが人生を楽しみながら希望を持って生きられるまち」を掲げています。

① 条例の枠組み

ユニバーサルデザインまちづくりの目標像を実現するため、以下の内容を備えています。

- 建築物等施設や施設間の整備を誘導する手段：誰もが使いやすいまちづくり(第3章、第4章)
- 推進するためのしくみ：継続的に発展していくしくみ(第2章)、移動空間のユニバーサルデザイン(第5章)

② 誰もが使いやすいまちづくり(建築物等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化)(条例第3章、条例第4章：第15条から第28条)

不特定多数や、特定多数が利用する施設を「都市施設」とし、整備基準への適合努力義務を定めています。また、都市施設のうち、一定規模以上の建築物等を「特定都市施設」と定め、新設または改修の際には、設計段階で届出をし、遵守基準への適合をするよう義務づけています。

当条例は、東京都福祉のまちづくり条例と整備基準や適用範囲は同等ですが、同条例にはない届出済証の発行、完了届の提出、完了検査の実施及び検査済証の交付などの手続きが定められていることから、同条例第29条の適用除外を受けています。

③ 継続的に発展していくしくみ(条例第2章：第7条から第14条)

継続的にユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、下記の内容を位置付けています。

- ユニバーサルデザインまちづくり推進協議会の設置(第7条)
- 推進計画の策定(第8条)
- 市民参画の機会の確保(第9条)
- 施策の評価・点検及び市民等の意見の反映促進(第10条)
- 白書の作成(第11条)
- 適切な情報提供(第12条)
- 表彰(第13条)
- 支援(第14条)

④ 移動空間のユニバーサルデザイン(条例第5章：第29条)

安心・安全でわかりやすい移動空間の連続確保を誘導します。(第29条)

(2) 日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進協議会

UD推進条例第7条の規定により、学識経験者、市民、事業者で構成され、平成22年1月に設置されました。この協議会は市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査審議し、答申します。

1. ユニバーサルデザインまちづくり推進計画に関する事
2. まちづくりに係る事業、計画等の評価点検に関する事
3. 白書に関する事
4. 整備基準に関する事
5. 交流、研修及び情報提供の仕組みに関する事
6. 日野市交通バリアフリー基本構想に関する事
7. その他、ユニバーサルデザインのまちづくりに係る基本的事項

(3) UD推進計画(2012年6月)

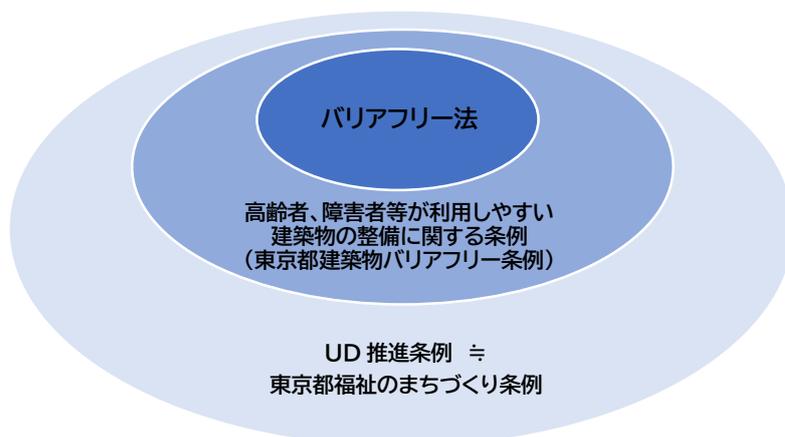
UD推進条例第8条に規定されている計画で、市全体のユニバーサルデザインまちづくりの基本的な考え方や個別の施策が示されており、本計画に従ってユニバーサルデザインのまちづくりを進めています。なお、この計画には、『日野市交通バリアフリー基本構想』を改定した旧基本構想を含んでおり、日野駅、豊田駅、高幡不動駅、百草園駅、南平駅、平山城址公園駅、日野市役所周辺の7地区を重点整備地区として一体的なバリアフリー化に取り組んできたところです。計画期間は2021年度までとなっており、本計画はこの計画の改定版となります。

(4) 第二次日野市バリアフリー特定事業計画(2013年3月)

本計画は前記のUD推進計画の第2章に記載された旧基本構想に則して、特定事業を実施するための計画で、2021年度末までに実施する事業の計画がまとめられています。

この計画の策定にあたっては、効率的かつ一体的なバリアフリー化の実現を図るため、各事業者と協議・調整のうえ策定しています。

UD推進条例とバリアフリー法等との整備対象範囲の相関図



この相関図は、UD推進条例とバリアフリー法、東京都建築物バリアフリー条例との関係を示したもので、UD推進条例は、バリアフリー法、東京都建築物バリアフリー条例を包含するようにより広い範囲を対象としていることを示しています。

(5) 日野市障害者差別解消推進条例（2020年4月）

① 条例制定の背景 ～日野市障害者差別解消推進条例<前文>より抜粋～

人間一人ひとりにはかけがえのない存在であり、全ての市民は平等に権利を持っています。多様性が認められ、様々な人が地域とともに生き、活躍できる社会は、全ての市民にとって暮らしやすい豊かな社会です。障害のあるなしにかかわらず「ともに育ち」「ともに学び」「ともに働き」「ともに暮らし」「ともに尊重し」「ともに支え合う」ことのできる社会こそが、私たちの目指すべき「ともに生きるまち 日野」です。障害者が日常生活又は社会生活で感じる不自由は、社会に存在する様々な障壁（バリア）に直面した際に起こるものであり、社会に存在するバリアを取り除くことは私たちの責任です。

2006年に国際連合において障害者の権利に関する条約が採択されましたが、その後、日本は条約の締結に向けて、障害者基本法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正、障害者差別解消法の制定等、国内法の整備を進め、2014年に障害者の権利に関する条約を締結します。こうした背景から、本市においてもこれまで以上に障害者施策に積極的に取り組んでいく必要があるとの認識のもと、障害のあるなしにかかわらず、だれもが互いに人格と個性を尊重し合う共生社会「ともに生きるまち 日野」の実現を目指してこの条例が制定されました。

② 条例の目的

この条例は、障害者差別解消法の趣旨を受け、障害を理由とする差別を解消することに関する基本理念を定め、日野市、市民及び事業者の責務を明らかにし、障害を理由とする差別の解消のための取組に係る基本的な事項を定めるとともに、障害及び障害者に対する理解を深めることにより、全ての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合う共生社会を実現することを目的としています。

③ 主な内容

本条例は全15条で構成されていますが、主なポイントは以下の通りです。

◇不当な差別的取扱いの禁止（第7条）

障害を理由にして、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり制限したりすること、障害のない人にはつけない条件をつけることなどは禁止されています。障害者だけでなく、その家族に対する不当な差別的取扱いも禁止していることが、この条例の特徴です。

◇事業者による合理的配慮の提供を義務化（第8条）

合理的配慮とは、障害のある人の権利や利益を侵害することとならないよう、個々の状況に応じて、解決するための調整を行うことです。市だけでなく事業者も、障害のある方などから合理的配慮の提供の申し出があった場合には、話し合いを行って、負担が重すぎない範囲で合理的配慮の提供を行わなければいけません。日野市では、日野市障害者差別解消推進条例の施行に伴い、事業者が合理的配慮の提供に必要な経費（物品・工事）の一部を助成しています。

(6) 日野市ユニバーサルデザイン推進功労者表彰制度

本市では、ユニバーサルデザインのまちづくりに著しく功績のあった者（個人または団体）に対して表彰することにより、ユニバーサルデザインの推進と普及を図り、またこれを情報発信することでユニバーサルデザインの啓発に寄与させることを目的とし、2014年度より「日野市ユニバーサルデザイン推進功労者表彰」を実施しています。

(7) 日野市道における移動等円滑化の基準に関する条例（2021年3月）

この条例は、バリアフリー法第10条第1項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定めたもので、歩道、立体横断施設（スロープやエレベーター）、乗合自動車停留所、自動車駐車場における障害者用駐車場、案内板や視覚障害者誘導ブロック、休憩施設や照明などの構造に関する基準が示されています。

(8) 日野市立公園における移動等円滑化の基準に関する条例（2021年3月）

この条例は、バリアフリー法第13条第1項の規定に基づき、日野市立公園条例第1条に規定する市立の都市公園における移動等円滑化のために必要な基準を定めたもので、特定公園における移動等円滑化のために必要な、「園路及び広場」「屋根付き広場」「休憩所及び管理事務所」「野外劇場及び音楽堂」「駐車場」「便所」「掲示板、案内板及び標識」等、特定公園施設の設置に関する基準が示されています。

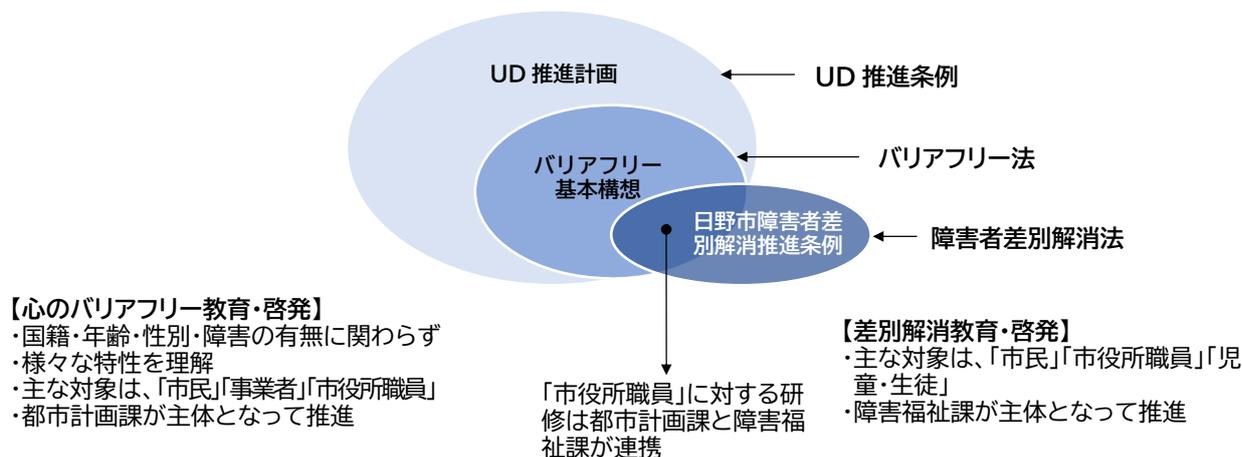
(9) 「心のバリアフリー職員研修」の実施

UD推進計画において、市役所を生活関連施設として位置付けたことから、2013年度から、「心のバリアフリー職員研修」を継続して実施しています。毎年、市内の障害者団体等の方を講師としてお招きし、講演や実体験を通して障害者の特性の理解を深め、市民対応の向上に努めています。



車椅子利用体験

日野市障害者差別解消推進条例との関係



1-3 旧バリアフリー基本構想の達成状況

※詳細は巻末「参考資料」を参照

本市では、2005年に「日野市交通バリアフリー基本構想」を策定して以降、2012年に「UD推進計画」及び「旧基本構想」を策定し、7つの重点整備地区における生活関連施設、経路のバリアフリー化に取り組んできました。ここではその進捗状況について概観します。

(1) 重点整備地区別特定事業の進捗状況

※2020年度末時点（単位：％）

重点整備地区別に特定事業の進捗状況（計画事業数／実施済事業数）を見たものが右の表になります。もっとも進捗率が高い地区は、「高幡不動駅周辺地区」で80.6%、「日野駅周辺地区」が71.3%、「豊田駅周辺地区」「百草園駅周辺地区」が61.5%と続いています。もっとも進捗率が低い地区は「日野市役所周辺地区」で50.0%となっています。

	計画事業数	実施事業数	進捗率
日野駅周辺地区	160	114	71.3
豊田駅周辺地区	174	107	61.5
高幡不動駅周辺地区	98	79	80.6
百草園駅周辺地区	52	32	61.5
南平駅周辺地区	54	29	53.7
平山城址公園駅周辺地区	61	35	57.4
日野市役所周辺地区	50	25	50.0
バス・ワゴンタクシー	14	14	100
合計	663	435	65.6

(2) 特定事業別の進捗状況

※2020年度末時点（単位：％）

最も進捗率が高い事業は「公共交通特定事業」で100%、次いで「交通安全特定事業」（96.3%）、「建築物特定事業」（70.4%）と続いています。「道路特定事業」は54.3%と、全体計画事業数の半分の進捗率にとどまっており、「都市公園特定事業」の進捗率は0%となっています。

	計画事業数	実施事業数	進捗率
道路特定事業	322	175	54.3
公共交通特定事業	51	51	100
交通安全特定事業	54	52	96.3
都市公園特定事業	13	0	0
建築物特定事業	223	157	70.4
合計	663	435	65.6

この要因としては、都市公園特定事業においては、老朽化に伴った一般修繕や危険箇所および緊急に修繕が必要な箇所に対して優先的に対応せざるを得ない現状があり、この費用で毎年の公園修繕関連予算を費やしてしまっています。

また、道路特定事業においては、幹線道路などの高規格道路では、拡幅事業にあわせてバリアフリー化を行っており、用地買収の進捗に左右されるため計画通り進まない場合があります。さらに、市道の整備においては、他の事業と合わせて実施した方が効率的・効果的な場合があります、そのために事業が当初の計画通りではない部分もあります。

さらに、建築物特定事業については、建替えを機にバリアフリー化を想定していたが建替え計画自体が先送りされている場合があります。

(3) 重点整備地区別にみる特定事業の進捗状況

重点整備地区別に特定事業の進捗状況をみたものが下の表になります。「豊田駅周辺地区」のほか、旧基本構想策定時に新たに重点整備地区に指定した「南平駅周辺地区」「平山城址公園駅周辺地区」及び「日野市役所周辺地区」の道路特定事業の進捗率が他の地区に比較して低くなっていることが分かります。

重点整備地区別特定事業の進捗率（単位：％）

※2020年度末時点（単位：％）

	日野	豊田	高幡不動	百草園	南平	平山城址	市役所	全地区平均
道路特定事業	67.6	48.9	89.8	61.5	27.3	29.4	12.5	54.3
公共交通特定事業	100	100	100	100	100	100	—	100
交通安全特定事業	100	93.3	100	—	66.7	100	100	96.3
都市公園特定事業	0	0	0	—	—	—	0	0
建築物特定事業	68.3	72.4	66.7	52.4	100	86.7	66.7	70.4
合計	71.3	61.5	80.6	61.5	53.7	57.4	50.0	65.6

1-4 市民の意識等

1-4-1 日野市市民意識調査から分かるユニバーサルデザインに関する状況

ここでは、2021年に第5次日野市基本構想・基本計画の進行管理を行うため実施された「日野市市民意識調査」から、本市のバリアフリー、ユニバーサルデザインの状況を知ることができる内容を抽出してみます。

(1) 重要度

▶ 「バリアフリー、ユニバーサルデザイン化が進み、誰もが安全で快適に暮せるまちになっていることは重要ですか」

「重要である」が49.9%、「やや重要である」が25.8%、合わせて75.7%と概ねの人が重要であると感じているようです。



▶ 「幹線道路や生活道路が適切に整備維持され、安全・快適に道路を利用できることは重要ですか」

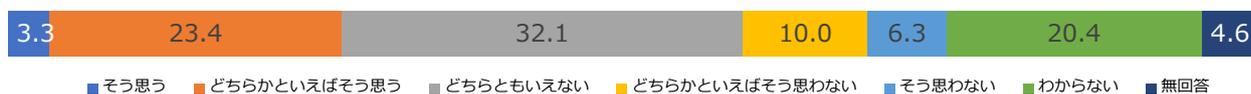
「重要である」が50.2%、「やや重要である」が26.3%、合わせて76.5%と、バリアフリー、ユニバーサルデザイン化に対する回答とほぼ同様の割合となっています。



(2) 達成度

➤ 「公共施設等のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化が進んでいますか」

「そう思う」が3.3%、「どちらかといえばそう思う」が23.4%、合わせて26.7%と4人に1人が肯定的回答をされていますが、逆に4人に3人はバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化についてあまり進んでいないと感じているようです。



➤ 「駅やその周辺等のバリアフリー化は充実していますか」

「そう思う」が4.6%、「どちらかというそう思う」が26.8%、合わせて31.4%と、公共施設等のバリアフリー化に対する回答とほぼ同様の割合となっています。

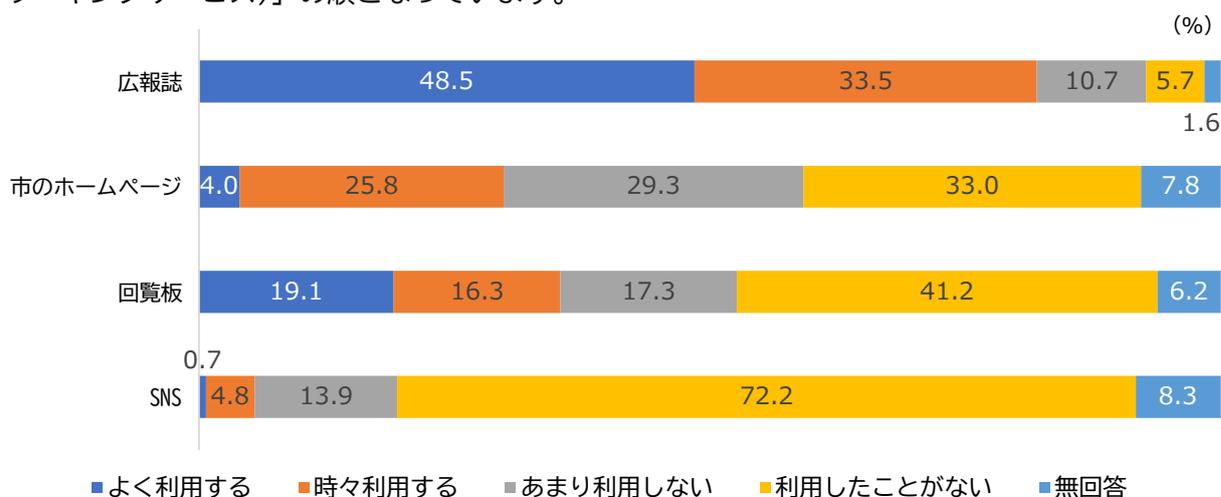


(3) 今後10年間で特に力を入れるべき取組について

質問項目全45項目のうち優先順位の高い順に番号を付けてもらうアンケートでは、「バリアフリー、ユニバーサルデザイン化が進み、だれもが安全で快適に暮らせるまちになっていること」が第34位となっています。なお、1位は「保育サービスが充実し、安心して子どもを育てられること」でした。

(4) 市政情報の入手手段

市政情報の入手手段については以下のような回答が得られています。もっともよく利用されているのは「広報誌」で、次いで「回覧板」、「市のホームページ」、「市が配信するSNS(ソーシャルネットワークワーキングサービス)」の順となっています。



(5) 日野市の改善してほしいところ／まちづくりについての意見・提案

標記のことに関して自由意見をお聞きしたところ、バリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりに関連するものとして以下のような意見がありました（代表的なものを抜粋）。

■都市基盤全般

- ・バリアフリーな環境づくりをしてほしい

■地域公共交通

- ・バス・ミニバス・かわせみ号を増発・増便してほしい
- ・駅のホームの改良（狭い、ホームドアやエスカレーターの設置）

■道路

- ・歩道の整備（無いところへの歩道の新設、拡幅、段差の解消等）
- ・電柱をなくしてほしい

■子ども教育

- ・小学生のうちから老人・病人・障害者への理解を深める教育をすべき

■市民生活全般

- ・公的施設をバリアフリーにしてほしい

1-4-2 「障害者福祉ひの6か年プラン」で実施された アンケートから分かるユニバーサルデザインに関する状況

ここでは、「障害者保健福祉ひの6か年プラン（2018年3月）」策定の際に実施されたアンケート調査から、障害者や市民が日頃感じているバリアフリー化の状況について概観します。

(1) 障害者、市民の意識

① 外出とバリアフリーについて（主に障害者手帳所持者を対象としたアンケート）

道路や公共交通機関のバリアフリー化については、約6割が「改善したと感じている」と回答。特に身体障害者手帳所持者で割合が高くなっています。

② 「共生社会」の認知度などについて（市民を対象としたアンケート）

「共生社会」という言葉の認知率は8割近いが、9割近い人がいまだに社会には障害のある人に対して障害を理由とする差別や偏見があると感じています。

③ 「障害者差別解消法」に関する認知度等について（同上）

「障害者差別解消法」の認知率は半数弱。また「合理的配慮の提供」について知っていた人は2割強にとどまっています。

④ 障害のある人の地域での暮らしについて（同上）

障害のある人が地域の中で暮らしにくいと感じるのは、「バリアフリー化が不十分であること」、「働く場所、障害のある人への理解や協力の不足」が上位を占めています。

(2) アンケート結果から分かる環境整備に関する要望等

① 障害者の人権の尊重に関すること

- ・ 障害者が尊重され、生命、身体、財産が守られるよう、市民の理解が深まる取組
- ・ 障害者が地域活動に参画し地域と交流することで、地域生活や社会生活が営めるような取組
- ・ 障害の種類に応じた情報発信
- ・ 障害者が市政に参画する機会の拡大
- ・ 障害者の意思疎通の支援

② 公共施設等のバリアフリー化と障害者の安全安心に関すること

- ・ 公共交通機関のバリアフリー化の充実
- ・ 高齢者障害者等用トイレ(バリアフリートイレ)の充実
- ・ 学校施設のバリアの解消
- ・ 道路(歩道を含む)公共施設のバリアフリーの充実
- ・ 公園等遊び場の充実

(3) 障害のことや福祉サービスに関する情報源について

何らかの障害をお持ちの方に行ったアンケートによると、障害のことや福祉サービスに関する情報の入手先は「市役所」や「広報」が多くを占めていますが、「友人・知人・家族」と回答した方も多くみられました。身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は「市役所(市の相談窓口)」という回答がもっとも多く、愛の手帳所持者と児童は「友人・知人・家族」、難病医療券所持者は「医療機関」という回答がもっとも多くなっています。

◇障害のことや福祉サービスに関する情報源

	全体	身体障害者手帳所持者	愛の手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者	難病医療券所持者	児童
1位	市役所(市の相談窓口) (30.8%)	市役所(市の相談窓口) (40.9%)	友人・知人・家族 (28.0%)	市役所(市の相談窓口) (33.7%)	医療機関 (36.0%)	友人・知人・家族 (54.2%)
2位	友人・知人・家族 (23.7%)	「広報ひの」等のお知らせ (32.7%)	市役所(市の相談窓口) (22.6%)	医療機関 (29.1%)	インターネット (33.3%)	インターネット (32.2%)
3位	「広報ひの」等のお知らせ (23.3%)	インターネット (25.3%)	事業所の職員 (21.5%)	「広報ひの」等のお知らせ (22.9%)	市役所(市の相談窓口) (22.8%)	発達教育支援センターエール (31.4%)
4位	インターネット (23.0%)	友人・知人・家族 (17.1%)	「広報ひの」等のお知らせ (19.4%)	インターネット (22.9%)	「広報ひの」等のお知らせ (14.0%)	学校の先生 (26.3%)
5位	医療機関 (21.2%)	医療機関 (15.3%)	障害者生活・就労支援センターくらしごと (10.2%)	友人・知人・家族 (19.8%)	友人・知人・家族 (10.5%)	医療機関 (23.7%)

1-4-3 市民の要望

これまで市民、事業者から本市(都市計画課)に寄せられたバリアフリーに関する主な要望は以下のとおりです。

場所	内容
公共施設・公園に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレに大人用ベッドの設置 ・公園に車いす用駐車場の設置、及び乗降のための後方空間の確保 ・公共施設の駐車場への屋根の設置(重度障害者は乗降の際に傘がさせない)
道路など、移動経路に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道境界の維持補修(段差が大きく車いす等で歩道に乗り上げ困難) ・歩道有効幅員の確保(狭いうえに電柱があり車いすで通れない) ・視覚障害者誘導用ブロックの設置と補修 ・視覚障害者誘導用ブロックの連続性の確保(道路と建物敷地) ・視覚障害者誘導用ブロック上の障害物の撤去(植栽や放置自転車) ・エスコートゾーンの設置・傾斜路に両側手すりの設置 ・車の速度規制と水路の蓋掛けによる歩道の設置
交通安全施設に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・信号を音響信号機に改修 ・音響信号機の音延長と音量アップ(現在は午後8時まで)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・駅のエレベーター前やバス停への上屋の設置 ・バリアフリー情報の一元化とバリアフリーマップの作製 ・工事現場におけるガードマンの常駐と視覚障害者の歩行安全性の確保 ・無人駅での緊急時の対応策(タッチパネルやモニター筆談等) ・民間施設の駐車場への屋根の設置(重度障害者は乗降の際に傘がさせない)

1-5 現状認識から抽出される課題等と望まれる対応の方向

ここでは、これまでみてきたユニバーサルデザインまちづくりを取巻く現状から抽出される課題と望まれる対応の方向について述べています。

1-5-1 特性理解や情報提供等ソフト面に関すること

(1) 特性理解や心のバリアフリー

【現状認識・課題】

- 「障害者保健福祉ひの6か年プラン(2018年3月)」策定の際に実施されたアンケート調査の結果にもあるとおり、「共生社会」という言葉の認知率は8割近くとなっている一方、「障害者差別解消法」の認知率は半数弱、また「合理的配慮の提供」について知っていた人は2割強にとどまっています。
- また、9割近い人がいまだに社会には障害のある人に対して障害を理由とする差別や偏見があると感じています。

【望まれる対応の方向】

- 本市では、従来から障害者や高齢者などに対する理解を促進する取組を行っていますが、引き続き市の職員や市民・事業者が、多様な人々の特性に対する理解を推進し、多様な人々の困り事に協力する心のバリアフリーを進めていきます。

(2) 情報提供やくらし

【現状認識・課題】

○だれもが気兼ねなく外出するうえで、各種施設や駅、そこに至る道路のバリアフリーに関する情報は極めて大切で、その情報をまとめて分かりやすく提供することが求められています。



【望まれる対応の方向】

○だれもが気兼ねなく外出できるようにするために、身近な情報通信機器などから容易に市内のバリアフリー情報にアクセスできるよう、情報提供の取組など一層の工夫を行い、常に最新の情報を発信していくことが望まれます。

1-5-2 施設や駅等のハード面に関すること

(1) 生活関連施設等

【現状認識・課題】

- 市民意識調査によると、公共施設等生活関連施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化は「進んでいる(3.3%)」「どちらかと言えばそう思う(23.4%)」、合わせて26.7%(4人に1人)にとどまっています。
- 重点整備地区に隣接する地区外に500㎡以上の物販店や病院の立地があり今後も新規立地が考えられることや、南平体育館の建替等、生活関連施設に追加されるべき施設がみられます。



【望まれる対応の方向】

- 公共施設をはじめ生活関連施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化のより一層の推進が望まれるとともに、今後新規開設または改築や大規模改修、あるいは再整備される公園や公共施設などでは、ユニバーサルデザインの設計を推進していくことが望まれます。
- 公共施設の改築・改修を頻繁に繰り返すことは困難なため、公共施設の新築・改築時には「はじめから」ユニバーサルデザインの考えにマッチングさせることが望まれます。
- 重点整備地区については、実態に即した範囲の再設定が望まれます。

(2) 交通施設や生活関連経路等

【現状認識・課題】

- 市民意識調査によると、駅やその周辺のバリアフリー化が進んでいると回答した人は31.4%にとどまっており、今後より一層のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が望まれます。
- 鉄道駅に関してはすべての駅でバリアフリー化されたルートが最低1つ確保されていますが、駅のホームの改良(狭さ、エレベーター、ホームドアの設置等)等が求められています。
- 生活関連経路のバリアフリー化の進捗率が押しなべて低く、中でも、豊田駅周辺地区、南平駅周辺地区、平山城址公園駅周辺地区、市役所周辺地区は50%を下回っており、その推進が望まれます。



【望まれる対応の方向】

- 駅及びその周辺等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化により一層取り組むことが望まれます。
- 利用客が多い駅では、利用状況を踏まえて、可能な限り移動等円滑化された複数経路の確保が望まれるとともに、ホームの安全性の向上のためのホームドアの設置や、駅員等への心のバリアフリー教育の継続的取組が望まれます。
- 生活関連経路のバリアフリー化については、地区によりばらつきがありますが、進捗率が50%を下回る実態があり、引き続きその整備を推進していくことが望まれます。

1-5-3 持続可能な開発目標(SDGs)への対応

【現状認識・課題】

- 「持続可能な開発目標(SDGs)」とは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っており、普遍的なものとしてすべての国で取組が進められています。
- 日野市は、国(内閣府)が推進する「SDGs未来都市[※]」に応募し、東京市部で唯一認定されています。



【望まれる対応の方向】

- SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、国や地方自治体、企業、教育・研究機関、NPOなど、様々な主体が積極的に取り組んでいるなか、本市においても、SDGsの目標を踏まえてユニバーサルデザインのまちづくりを推進していくことが望まれます。

※SDGs未来都市とは

我が国では、2008年より、持続可能な経済社会実現に向けて「環境モデル都市」と「環境未来都市」を選定していますが、「SDGs未来都市」は、「環境モデル都市」と「環境未来都市」に加えて、地方創生を一層促進することを目的として、SDGs達成に向けた取り組みを提案する都市の事をいいます。

ここで位置付けられる3つの都市は、持続可能な経済社会を実現する都市・地域づくりという観点で違いはありませんが「SDGs未来都市」は、SDGsで掲げる17の目標と紐づけられた評価軸で選定されていることが特徴です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



耳より情報1 「とうきょうユニバーサルデザインナビ」

<https://www.udnavi.tokyo>

とうきょうユニバーサルデザインナビ（略称UDナビ）は、高齢者や障害者を含めたすべての人が、外出時に必要な情報を容易に入手できるように、都内の施設や交通機関等に関するユニバーサルデザイン情報及びバリアフリー情報を集約したポータルサイトです。

デパートや公園等スポット別、鉄道やバス等交通手段別、地図や市区町村から探す場所別などにより、施設や事業者のホームページの情報を簡単に検索することができます。



耳寄り情報2 「らくらくおでかけネット」

<https://www.ecomo-rakuraku.jp/ja>

2002年に国土交通省や財団法人によって、高齢者や障害者などが移動する際に苦労しないよう、支援を目的として運用を開始しました。インターネットを通じて主に駅や空港、バスターミナル等公共交通施設のバリアフリー情報を提供しています。

そのほか、ベビーカーを使って移動しなければならない方々にも役に立つ情報が提供されています。例えば、スロープやエレベーターが常設されているかなどをチェックすることができます。

さらにオムツの交換が出来る場所や授乳を行える場所も探すことができます。経路の検索も可能ですので、負担をかけずに移動をすることができます。

The screenshot shows the '駅・ターミナル情報検索' (Station/Terminal Information Search) page. It features a search bar for station names, a '検索する' (Search) button, and a '経路検索' (Route Search) section. The route search section includes fields for '出発地' (Origin) and '目的地' (Destination), a '+ 経由駅を追加する' (+ Add transfer station) button, and a '出発日' (Departure date) field. There are also checkboxes for 'バリアフリー経路' (Barrier-free route) and '優先したい条件' (Preferred conditions), with options for '使う' (Use) and '使わない' (Do not use), and 'はやく移動にかかる時間が短い経路を優先して表示します' (Prioritize routes with short travel time) and 'らく 乗換の回数が少ない経路を優先して表示します' (Prioritize routes with few transfers).

耳寄り情報3 「赤ちゃん・ふらっと」

「赤ちゃん・ふらっと」は、小さなお子様を連れての方が安心してお出かけできるよう整備された、授乳やおむつ替え等ができるスペースの愛称です。

東京都では、公園や児童館などの公共施設、その他小さなお子様を連れて出かける身近な地域への整備を推進しています。2021年11月30日現在の届出施設は1561か所となっており、場所は、子育て応援とうきょう会議HP「とうきょう子育てスイッチ」で検索可能です。

